

## 朝霞市ふるさと納税事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

朝霞市ふるさと納税事業業務委託

### 2 目的

本要領は、ふるさと納税事業を通して、本市の認知度向上、市内産業の活性化、寄附件数及び寄附額の増加を図るため知識、技術及び経験等に優れた事業者を選定することを目的とする。

なお、本プロポーザルは朝霞市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、朝霞市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。

### 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年4月1日から令和8年5月31日までの期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、委託料は発生しないものとする。

### 4 業務内容

別添「朝霞市ふるさと納税事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書に規定した委託する業務の内容は、朝霞市ふるさと納税事業業務委託で必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画書を基に、市と契約事務に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

### 5 委託上限額

市が受注者に支払う委託料は、業務期間中において、寄附額の5割（消費税及び地方消費税を含む）の額から、ポータルサイト、決済事業者及びオンラインワンストップ等のシステム事業者に対して市が直接払う費用を差し引いた額の範囲内とする

### 6 参加資格

(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2)契約締結までの間のいずれの日においても、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年11月6日要綱第102号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

(4)朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成30年11月6日要綱第101号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(5)国税及び地方税の滞納がないこと。

(6)受注者もしくは共同企業体の代表構成員として、地方公共団体とふるさと納税関連業務を契約した実績（令和6年4月1日以降を契約期間に含み、かつ契約期間が6か月以上のものに限る）を有していること。

## 7 スケジュール

内容	日程
①市ホームページの公告（仕様書の公表）	令和8年2月13日（金）
②質問書の提出期限	令和8年2月24日（火）正午
③質問に対する回答	令和8年3月2日（月）
④参加申込書の提出期限	令和8年3月5日（木）正午
⑤企画提案書等の提出期限	令和8年3月13日（金）正午
⑥プレゼンテーション	令和8年3月19日（木）
⑦結果通知	令和8年3月24日（火）
⑧契約締結	令和8年4月1日（水）

## 8 公告

(1)公告開始日

令和8年2月13日（金）

(2)公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

## 9 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1)受付期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月24日（火）正午まで

(2)提出方法

様式8に質問箇所及び内容を記載し、「18 担当部署」宛てに電子メールで送付すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。電子メール

以外の方法による質問は受け付けない。なお、電子メール送信後、確認のため、電話による連絡をすること。

### (3)回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、令和8年3月2日（月）までに、市のホームページに掲載する。なお、この回答は本業務の仕様の一部とする。

## 10 参加に係る書類の提出

### (1)提出書類

書類名	様式	備考
企画提案書	任意	「11 企画提案書」参照
参加表明書及び誓約書	様式1	
会社概要書	様式2	
参加資格確認書	様式3	
業務実績書	様式4	
業務協力予定調書	様式5	
配置予定者調書	様式6-1 6-2	
見積書	様式7	「12 見積書」参照
質問書	様式8	

### (2)提出部数

- ①正本 1部（社名等を表記すること。）
- ②副本 10部（社名等提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）
- ③CD-R 又は DVD-R 1部（上記書類を格納したもの。）

### (3)提出期限

- ・様式1 令和8年3月 5日（木）正午まで
- ・企画提案書、様式2～8 令和8年3月13日（金）正午まで

### (4)提出方法

- ・様式1 産業振興課に持参、郵送、又は電子メールで提出
- ・企画提案書、様式2～8 産業振興課に持参又は郵送で提出

※持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとする。また、郵送の場合は、期限日時までに必着した書類のみ受け付けるものとする。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

### (5)提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、市は、提出された書類を、本プロポーザル

において優先交渉権を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、書類を提出した事業者（以下「参加者」という。）に無断で使用しない。

#### 1.1 企画提案書

- ・文字の大きさは12ポイント以上を目安に作成すること。
- ・A3版資料を使用する場合は、片面で印刷し、A4版サイズにゼット折とする。

#### 1.2 見積書

本業務を受注するに当たり希望する契約金額について、見積書を提出すること。

見積書は封筒に封入し、封印の上提出すること。

※ふるさと納税寄附1件に係る単価を記載すること。その他については備考欄に記入すること。

※参考見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の税率を10%とし、税込みで記載すること。

#### 1.3 審査

##### (1)審査方法

全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

ただし、本プロポーザルへの参加申込みが6者以上あった場合、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を5者程度に選定する場合がある。

##### (2)優先交渉権者の選定

プロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総合評価が平均120点以上であれば第1位の優先交渉者とみなす。

### (3)審査基準

評価項目	評価の視点	評価点
基本事項	ふるさと納税制度に係る知識・本業務への理解	5
業務実績	他自治体との関連業務受注実績 当該自治体における成果	20
実施体制	スタッフの充実度・実施体制 返礼品掲載等の対応がスピード感を持って行えるか	20
価格妥当性	見積価格とその内訳の妥当性	40
ポータルサイト管理	寄附額増加につながるポータルサイト作成 本市や返礼品の魅力発信が充分に行えるか	30
システム管理	寄附者管理及び返礼品の調達・発送の管理	10
現状分析	本市の現状に対する理解 寄附者のニーズ等の分析	10
返礼品の開拓	新規返礼品開拓の具体的な手法 主体的に効果的な開拓を行えるか	30
自由提案	寄附増加に向けた具体的な手法	30
プレゼンテーション	論理的で的確な説明か 質疑応答への回答が適切か	5

### (4)プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

#### ①日時・会場

令和8年3月19日（木）朝霞市民会館ゆめばれす（朝霞市本町1-26-1）  
開始時間及び会場詳細は改めて参加者へ通知します。

#### ②プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 15分以内 ※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

質疑 10分以内

#### ③参加者

プレゼンテーションに参加できる者は3人以内とする。

参加者は、様式6-1に記載する業務責任者及び様式6-2に記載する担当者に限る。

### (5)審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、電子メールにより、令和8年3月24日（火）に発信することを予定している。

#### 1.4 契約

- (1)市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2)優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続きを行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

#### 1.5 辞退

「様式1 参加表明書及び誓約書」を提出後、本プロポーザルに参加する意思が無くなった場合には速やかに辞退届【任意書式】を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

#### 1.6 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、参加資格を失うものとする。

- ・ 契約締結までに「6 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 契約を履行することが困難と認められる場合

#### 1.7 その他

- (1)本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2)本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を利用した結果生じる責任は参加者が負うものとする。
- (4)参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (5)契約締結後においても、受注者が本プロポーザルにおいて欠格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受注者との契約を解除することができる。
- (6)やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担する。

- (7)提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。ただし、本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (8)審査結果（参加者名、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

## 18 担当部署

朝霞市 市民環境部 産業振興課

住 所 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-1903（直通）

メール sangyo\_sinko@city.asaka.lg.jp